

平成 24 年度 事業報告

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1. 事業の状況報告

(1)事業目的別 利用人数実績比率＝公益目的事業(97%)、その他の事業(3%)

(2)施設の貸与

A. 尽性園 ・稼働日数＝279 日 ・使用延べ人数＝26,705 人 前年比 84%

①千代田区立九段中等教育学校(部活・合宿) 7,434 人(構成比 28%)

②教育団体(公立／私立高校等)主として部活動・合宿 10,126 人(構成比 38%)

③青少年野球・サッカーチーム、一般サークル団体 9,145 人(構成比 34%)

<地域への開放>

①押立自治会との連携 =9/1 押立自治会の防災拠点ツアーに協力

②稲城市内の団体への施設開放実績 12ヶ月 2,747 人

B. 至大荘 ・利用日数＝33 日・使用延べ人数＝3,378 人 (4 団体と個人利用合計)

①千代田区立九段中等教育学校至大荘行事・合宿 1,940 人(構成比 57%)

②都内児童養護施設 568 人(構成比 17%)

③親子の臨海体験 150 人(構成比 4%)

④卒業生宿泊希望者 720 人(構成比 23%)

C. 施設別 収入実績

・尽性園 936 万円(前年比 107%) うち合宿 679 万円(前年比 123%)

・至大荘 340 万円(前年比 118%)

合 計 1,276 万円(前年比 111%)

(3)施設・設備の整備・拡充

A. 尽性園の施設整備

①哲明寮床の汚れ落とし、クリア塗装(4 月)

②植栽・剪定と芝生張替(5 月) サッカー場北側防砂用植栽(7 月)

③省エネタイプの冷凍冷蔵庫入れ替え(7 月)

④管理人スペースリフォーム(7 月)

⑤設備・什器備品＝サッカーゴール/バスケット用タイマー/サッカー場ブラシ購入

⑥野球場・サッカー場整備(砂入れ・填圧・塩化カルシウム散布)11～12 月

⑦哲明寮厨房仕切りサッシ設置(食堂との仕切り)12 月

B. 至大荘の施設整備

①守谷海岸側の門扉設置(5 月)

②浄化槽改修(6 月)

③厨房の省エネタイプ冷蔵庫・冷凍庫入れ替え(7 月)

④船舶用機材「しら」購入

⑤正寮建て替え開始(11 月 旧正寮・気寮取り壊し)

2. 会員に関する報告

平成24年度会員数(平成25年3月末現在) = 1,000人(正会員677人・賛助会員323人)

・千代田区立九段中等教育学校生徒保護者 = 769人(正会員508人・賛助会員261人)

・教職員 = 67人(正会員37人・賛助会員30人)

・第一東京市立中学、都立九段高校、卒業生及び保護者 = 164人(正会員132人・賛助会員32人)

3. 理事会・社員総会に関する報告

平成24年4月18日(水) 第1回理事会	①新法人の事業計画書(案)及び予算書(案)について ②新法人の役員構成(案)・業務分担(案)について ③役員報酬金額(案)について ④理事の職務権限規程(案)について ⑤情報公開規程(案)について ⑥「特定の財産取得又は改良に充てるために保有する資金」に該当する資産について ⑦資金運用管理規程の改定(案)について	承認 承認 承認 承認 承認 承認
平成24年5月23日(水) 第2回理事会	①社団法人九段平成23年度事業報告(案)及び収支決算(案)について ②第1回社員総会の日時・場所・目的である事項について 報告事項 1. 新法人の会員について 2. 4月の月次報告及び6月予定「近隣住民との話し合い」について	承認 承認
平成24年6月26日(火) 第1回社員総会	①社団法人九段平成23年度事業報告(案)及び収支決算(案)について 報告事項 1. 新法人の会員について	承認
平成24年10月11日(木) 第3回理事会	①平成24年度上期事業報告について ②平成24年度上期収支報告について ③至大荘 新正寮(仮称)建築計画について 報告事項 1. 代表理事・業務執行理事の職務実行執行状況について 2. 会員の状況について 3. 債券の入れ替え約定報告 4. 第1回総会議事録 5. 第2回理事会議事録 6. 月次報告	承認 承認 承認
平成25年2月28日(木) 第4回理事会	①平成24年4月～12月事業報告 ②基本財産の取り崩しについて ③平成24年度決算見込みについて ④平成25年度事業計画(案)について ⑤平成25年度収支予算(案)について ⑥入会及び退会規程(案)について 報告事項 1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況について 2. 会員の状況について 3. 至大荘正寮建て替え進捗状況及び新寮の名称について 4. 消費税課税事業者届出について	承認 承認 承認 承認 承認

4. 附属明細書

平成24(2012)年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項にて規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しない。